

西川町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会要綱

(設置)

第1条 町長は、森林経営管理法（平成30年法律第35号）第36条第3項の規定による経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定について、公正な方法により行うとともに選定過程の透明化を図るため、経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- (1) 民間事業者の企画提案書の審査及び民間事業者の選定に関すること。
- (2) その他審査に必要な事項に関すること。

(委員)

第3条 委員会は、西川町副町長、西川町町有林運営委員会学識経験者、西川町産業振興課長並びに西川町外委員として、山形森林管理署、山形県村山総合支庁経済産業部森林整備課、公益財団法人やまがた森林とみどりの推進機構から推薦のあった者で組織する。

なお、推薦については推薦書（別紙様式第1号）により西川町長に提出するものとする。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、第2条に定める任務が終了するまでとする。

- 2 委員に欠員が生じた場合には、補欠の委員を選任できるものとし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員長は西川町副町長をもって充て、副委員長は西川町産業振興課長をもって充てる。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことはできない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第7条 委員長は、必要に応じて委員以外の者を出席させて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、西川町産業振興課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。

推 薦 書

年 月 日

西川町長 様

団体名 _____

住 所 _____

代表者職氏名 _____

西川町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会
委員の推薦について

年 月 日付け西産第 号で依頼がありました標記委員について、下記のとおり推薦いたします。

記

(推薦される方についてご記入ください。)

所属団体名	
役 職 名	
ふりがな 氏 名	
連絡先① (電話番号)	
連絡先② (E-mail)	

<参考>

西川町経営管理実施権の設定を受ける民間事業者の選定委員会名簿

役職	団体	職名	氏名	備考
委員長	西川町	副町長	高橋 勇吉	
副委員長	西川町	産業振興課長	工藤 信彦	
委員	西川町町有林運営委員会	学識経験者	荒木 俊男	
委員	山形森林管理署	署長	益田 健太	
委員	山形県村山総合支庁 産業経済部森林整備課	森林づくり推進室長	伊藤 聡	
委員	公益財団法人 やまがた森林と緑の推進機構	参事	古川 和史	